

**「弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準(改定案)」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方**

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
1	運用基準の改定案に関係のない御意見のため省略	特になし。	個人
2	<p>共同出願違反への関与についても冒認出願への関与と同等の処分を課すべき。</p> <p>企業と大学とが共同で特許を受ける権利を有しているにも関わらず、企業が無断で単独で特許出願を行うケースが複数存在しており、その際、企業が指定する代理人(弁理士)が漫然と特許を受ける権利の所在を確認することなく出願を行ったり、企業のみ代理人として大学に対峙しておきながら、共同で行うべき特許出願について事実上双方代理の状態が出願等の代理人となるケースが多数生じている。その結果、特許出願の取扱について本来利害関係を有する大学が出願人としての利益を失うことになっている。この点、冒認出願と共同出願違反では利益状況が類似しているため、共同出願違反についても冒認出願のケースに準じて懲戒処分の対象となる旨を明記すべき。</p>	<p>運用基準の別表において掲げている行為は例示であり、同別表に掲げられていない行為であっても懲戒処分の対象となり得ます。</p> <p>このため、共同出願違反であることを弁理士が認識しながら出願や権利行使した場合等も、懲戒処分の対象になるものと考えます。</p> <p>共同出願違反についても明記すべき旨の御意見につきましては、今後の検討の際に参考にさせていただきます。</p>	個人